

ボクサーとマネージャーの契約書の徹底について

JBCルール第120条2項のとおり、マネージャーは契約ボクサーとマネージメント契約を締結する際は、JBC所定の「ボクサーとマネージャーの契約書」を3通作成し、署名・捺印の上1通をJBCへ提出し、1通を契約ボクサーへ交付し、他の1通を自ら保管しなければなりません。

現在契約しているマネージャーが変更、退会、死亡となった場合、ボクサーは改めて新しいマネージャーとマネージメント契約を締結しなければなりません。

新しいマネージャーは「ボクサーとマネージャーの契約書」を3通作成し、上記同様1通をJBCへ提出する必要がありますので漏れのないよう徹底をお願い致します。

尚、クラブオーナーとマネージャーが別人の場合は、(立会人)欄にはクラブオーナーが署名・捺印願います。

平成29年9月21日

一般財団法人日本ボクシングコミッション